

## 特定妊婦支援の強化について

令和7年4月から港区立母子生活支援施設メゾン・ド・あじさい（以下「母子生活支援施設」といいます。）を活用した新たな特定妊婦支援事業を実施しています。

### 1 背景・課題

孤立や貧困、DVや若年妊娠などの複合的な問題を抱え、出産後の養育について、出産前から支援を行うことが特に必要な妊婦（以下「特定妊婦」といいます。）への支援の強化が全国的な課題となっています。

区においても、子ども家庭支援センターにおける特定妊婦の相談受理件数は、令和5年度は58件、前年度の1.5倍に増加しており、その中には頼るべき親族や居所が存在しない場合もあります。

これまでみなと保健所や児童相談所、医療機関等との連携により、迅速な情報共有による特定妊婦の把握とその後の支援に取り組んできましたが、今後は特定妊婦支援を一層強化するため、新たに母子生活支援施設の居室を提供し、産前から産後の自立までの切れ目ない支援を行います。

### 2 新たな特定妊婦支援の内容

#### (1) 居室の提供

母子生活支援施設の1室を、特定妊婦が産前から産後まで入所する居室として提供します。

#### (2) 支援内容

子ども家庭支援センターの職員、みなと保健所の保健師、母子生活支援施設の母子支援員が連携し、妊娠出産などに関する相談支援を行います。また、生活支援として、食事提供や夜間の見守り、妊婦検診への同行、就労や行政手続の調整など、産前から産後の自立に向けた支援を行います。

#### (3) 出産予定病院との連携

母子支援員及び保健師が出産を予定する病院と連携し、日常的な情報共有を行うとともに、確実な妊婦健診等の受診を支援するなど、円滑かつ安全な出産につなげます。

### 【事業イメージ】

